

○松戸市難病者援護金支給条例

昭和48年4月1日

松戸市条例第20号

改正 昭和55年3月26日条例第16号

昭和56年3月28日条例第18号

昭和57年3月29日条例第14号

平成元年3月30日条例第12号

平成16年12月24日条例第32号

平成20年3月26日条例第10号

平成23年12月27日条例第25号

平成24年6月29日条例第20号

平成25年3月28日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、スモン、ベーチェット病等の難病療養者に難病者援護金（以下「援護金」という。）を支給することにより、難病療養者およびその保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 難病 原因が不明で治療も未確立、かつ、経過が慢性にわたるもので、市長が規則で定める病気をいう。
- (2) 療養者 難病のため1か月以上治療を受けている者で、日常生活に支障があるもの又は難病により長期にわたり日常生活若しくは社会生活に相当の制限を受けるものをいう。
- (3) 入院療養者 1か月に20日以上入院治療を受けている療養者をいう。
- (4) 通院療養者 通院治療を受けている療養者をいう。
- (5) 保護者 療養者の親権を行う者であつて、当該療養者と生計をともにしているものをいう。

(受給資格者)

第3条 援護金は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている療養者に支給する。

(援護金の額及び支給方法)

第4条 援護金の額は、療養者1人につき、次の各号に定めるとおりとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受給中の療養者については、市長が規則で定める額とする。

(1) 入院療養者 月額 12,000円

(2) 通院療養者 月額 5,000円

2 援護金の支給は、第6条第1項の申請のあつた日の属する月から、療養を要しなくなった日の属する月までとする。

3 援護金は、毎年7月、10月、1月及び4月の4期に区分し、前3月分を支給する。

(支給の制限)

第5条 市長は、療養者が次の各号のいずれかに該当するときは、援護金を支給しない。

(1) 療養者又は療養者と生計をともにしている者の前年の所得税課税年額が78,001円以上のとき。

(2) 療養者が、治療の結果、症状が改善し、千葉県知事から特定疾患登録者証の交付を受けたとき。

(3) 療養者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設その他市長が定める施設に入所(通所を除く。)したとき。

(申請及び決定)

第6条 援護金の支給を受けようとする療養者(18歳未満の療養者については、保護者)は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請により援護金の支給の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第7条 援護金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、市長に15日以内に届け出なければならない。

(1) 松戸市に住所を有しなくなったとき。

(2) 退院又は入院したとき。

(3) 通院の必要がなくなつたとき。

(4) 症状が軽快になり、千葉県知事から特定疾患登録者証の交付を受けたとき。

2 受給者は、毎年6月15日までに療養者及び療養者と生計をともにしている者の前年の所得を証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、受給者の同意を得て市長が公簿等によつて前年の所得を確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定による届出を怠り、若しくはこれを遅延し、又は偽りその他不正な行為により援護金の支給を受けた者があるときは、当該援護金の全部又は一部を、その者から返還させ、第6条第2項の決定を取り消すことができる。

(調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、援護金の支給を受けようとする者又は受給者に対し、受給資格の有無の認定に必要な範囲内で書類を提出させ、又は市長が指定する職員に調査させることができる。

(施行規定)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月26日松戸市条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和55年3月以前の月分の援護金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年3月28日松戸市条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和56年3月以前の月分の援護金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年3月29日松戸市条例第14号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日松戸市条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成元年3月以前の月分の援護金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月24日松戸市条例第32号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の松戸市難病者援護金支給条例の規定は、平成17年4月分以後の援護金について適用し、同年3月分までの援護金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日松戸市条例第10号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の松戸市難病者援護金支給条例第5条第1号の規定は、平成20年4月分以後の援護金について適用し、同年3月分までの援護金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月27日松戸市条例第25号）

この条例中第1条、第3条、第5条、第7条、第9条及び第10条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条、第8条及び第11条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日松戸市条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月28日松戸市条例第4号）

この条例中第1条から第4条まで、第6条及び第8条から第10条までの規定は平成25年4月1日から、第5条、第7条及び第11条の規定は平成26年4月1日から施行する。

○松戸市難病者援護金支給条例施行規則

昭和48年4月1日

松戸市規則第12号

改正 昭和48年4月28日規則第33号

昭和52年4月1日規則第15号

昭和54年3月28日規則第9号

昭和55年9月20日規則第51号

昭和56年3月26日規則第18号

昭和57年3月31日規則第14号

昭和58年4月1日規則第31号

昭和59年3月31日規則第28号

昭和60年4月1日規則第27号

昭和61年4月1日規則第25号

昭和62年3月31日規則第21号

昭和63年3月10日規則第2号

平成元年3月31日規則第34号

平成2年3月22日規則第4号

平成3年3月28日規則第18号

平成4年4月1日規則第40号

平成5年3月31日規則第14号

平成6年3月31日規則第28号

平成7年6月27日規則第48号

平成8年3月26日規則第9号

平成9年3月27日規則第7号

平成10年3月27日規則第21号

平成11年2月23日規則第5号

平成12年3月24日規則第6号

平成13年3月23日規則第6号

平成14年3月29日規則第33号

平成15年2月21日規則第4号

平成16年3月19日規則第12号

平成17年3月31日規則第27号

平成22年3月31日規則第39号

平成27年12月28日規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市難病者援護金支給条例(昭和48年松戸市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(難病の指定)

第2条 条例第2条第1号に規定する病気は、別表に掲げるとおりとする。

(援護金の額の特例)

第3条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、3,000円とする。

(支給日)

第4条 援護金の支給日は、7月、10月、1月及び4月の末日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

(申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により難病者援護金(以下「援護金」という。)の支給を受けようとする者は、松戸市難病者援護金支給申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって前年の所得を市長が確認することに同意した者に関する第2号に掲げる書類についてはその提出を省略することができる。

(1) 千葉県知事が発行する特定疾患医療受給者票の写しその他病名及びこれを証する医師の署名押印のある診断書等の写し

(2) 療養者及び療養者と生計をともにしている者の所得に関する証明書

類決定通知)

第6条 条例第6条第2項の規定による通知は、松戸市難病者援護金支給決定(却下)通知書(第2号様式)によるものとする。

(届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、松戸市難病者援護金受給資格変更(喪失)届(第3号様式)によるものとする。

(現況届書)

第8条 援護金の支給を受けている療養者又は保護者は、療養者現況届書（第4号様式）を千葉県知事が発行する特定疾患医療受給者票の写しその他病名及びこれを証する医師の署名押印のある診断書等の写しを添えて、毎年6月1日から同月30日までの間（次項において「届出期間」という。）に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、届出期間に条例第6条に基づく申請をし、援護金の支給決定を受けた者については、その年の届出は要しないものとする。

（受給資格喪失等の通知）

第9条 援護金の支給を廃止したとき、又は援護金の額を変更したときの受給者への通知は、松戸市難病者援護金受給資格喪失（額改定）通知書（第5号様式）によるものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月28日松戸市規則第33号）

この規則は、昭和48年4月29日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日松戸市規則第15号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月28日松戸市規則第9号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月20日松戸市規則第51号）

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日松戸市規則第18号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日松戸市規則第14号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日松戸市規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日松戸市規則第28号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日松戸市規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日松戸市規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日松戸市規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月10日松戸市規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日松戸市規則第34号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月22日松戸市規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日松戸市規則第18号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日松戸市規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月31日松戸市規則第14号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日松戸市規則第28号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の松戸市難病者援護金支給条例施行規則の規定により調整した帳票等で、その用紙が現に残存している場合は、この規則の施行の日から1年間は、なお従前の例により使用することができる。

附 則（平成7年6月27日松戸市規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の松戸市難病者援護金支給条例施行規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月26日松戸市規則第9号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日松戸市規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日松戸市規則第21号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。



附 則（平成11年2月23日松戸市規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日松戸市規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日松戸市規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日松戸市規則第33号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月21日松戸市規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日松戸市規則第12号抄）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日松戸市規則第27号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松戸市難病者援護金支給条例施行規則の規定は、平成17年4月分以後の援護金について適用し、同年3月分までの援護金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日松戸市規則第39号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日松戸市規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第2条関係）

	病名	備考
1	スモン	
2	ベーチェット病	
3	重症筋無力症	

4	全身性エリテマトーデス	
5	サルコイドーシス	
6	再生不良性貧血	
7	多発性硬化症	
8	難治性の肝炎	
9	筋萎縮性側索硬化症	
10	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	
11	悪性腎硬化症	
12	特発性血小板減少性紫斑病	
13	結節性動脈周囲炎	
14	潰瘍性大腸炎	
15	大動脈炎症候群	
16	ビュルガー病	
17	悪性関節リウマチ	
18	天疱瘡	
19	脊髄小脳変性症	
20	クローン病	
21	慢性腎炎（腎機能不全）	
22	パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）	
23	アミロイドーシス	
24	進行性筋ジストロフィー症	
25	脊髄性筋萎縮症	
26	後縦靭帯骨化症	
27	ハンチントン病	
28	モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）	
29	末梢神経性進行性筋萎縮症	
30	ウエゲナー肉芽腫症	
31	ネフローゼ症候群	18歳未満の者に限る。

32	悪性新生物	//
33	膠原病	//
34	先天性代謝異常	//
35	慢性心疾患	フアロー四徴症、大血管転換（位）症、総動脈幹遺残（残遺）症、三尖弁閉鎖又は狭窄症、単心室症、エプスタイン病、無脾症候群、心内膜床欠損症（共通房室弁口症）、両大血管右室起始症、タウシツヒビング症候群、大動脈弓遮断室、原発性肺高血圧症、閉塞性心筋症、心内膜線維弾性症、心内膜心筋線維症、家族性心筋症、特発性心肥大、心グリコーゲン蓄積症（ポンペ病）、慢性緊縮性心膜炎、非リウマチ性後天性弁膜症、川崎病による冠状動脈拡張及び川崎病による冠状動脈瘤であつて、かつ、18歳未満の者に限る。
36	特発性拡張型（うつ血型）心筋症	
37	多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）	
38	表皮水疱症	
39	膿疱性乾癬	
40	広範脊柱管狭窄症	
41	原発性胆汁性肝硬変	
42	重症急性膵炎	
43	特発性大腿骨頭壊死症	
44	混合性結合組織病	
45	原発性免疫不全症候群	
46	特発性間質性肺炎	肺機能検査により、安静時動脈血酸素分圧の値が69トール以下と診断された者に限

		る。
47	網膜色素変性症	矯正視力が0.7未満の者又は矯正視力が0.7以上かつ視野狭窄のある者に限る。
48	プリオン病	
49	原発性肺高血圧症	
50	神経線維腫症	
51	亜急性硬化性全脳炎	
52	バッド・キアリ症候群	
53	特発性慢性肺血栓栓症 (肺高血圧型)	
54	副腎白質ジストロフィー	
55	ライソゾーム病 (ファブリー病を含む。)	
56	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	
57	球脊髄性筋萎縮症	
58	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
59	肥大型心筋症	
60	拘束型心筋症	
61	ミトコンドリア病	
62	リンパ脈管筋腫症(LAM)	
63	重症多形滲出性紅斑 (急性期)	
64	黄色靱帯骨化症	
65	間脳下垂体機能障害 (PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症)	

松戸市難病者援護金支給申請書

年 月 日

(宛先)松戸市長

住所 松戸市

申請者

氏名 印

私は、次により難病者援護金を受けたいので、関係書類を添えて申請致します。

記

療養者	ふりがな		申請者との続柄		
	氏名				
	生年月日	年 月 日	生 歳		
	住 所			電話	
	個人番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
病名					
その他	生活保護法による保護の有無	1 受けている。 2 受けていない。			

同 意 書

松戸市難病者援護金支給申請に当たり、松戸市長が必要と認めるときは、私及び世帯員に係る松戸市保有の市民税等の課税状況を調査(閲覧・資料の提供を受けること等)することを同意します。

住 所

氏 名 印 (個人番号 )

世帯員名 印      世帯員名 印

(個人番号 )      (個人番号 )

世帯員名 印      世帯員名 印

(個人番号 )      (個人番号 )

第 号  
年 月 日

様

松戸市長 印

松戸市難病患者援護金支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました難病患者援護金の支給については、次のとおり決定(却下)したので通知します。

記

- 1 決定(却下)番号 年度 第 号
- 2 支給額 月額 円
- 3 支給開始年月日 年 月から
- 4 支給方法 (1) 口座払い (2) 窓口払い
- 5 却下の理由

[注]

- 1 支給期日は、7月、10月、1月、4月の末日に前3月分を支給します。
- 2 次の理由が生じたときは、15日以内に届け出てください。
  - (1) 松戸市に住所を有しなくなったとき。
  - (2) 入院療養者が退院又は入院したとき。
  - (3) 通院の必要がなくなったとき。
  - (4) 症状が軽快になったとき。
- 3 不正受給の事実があった場合は、決定を取り消すとともに、既に支給した分の一部又は全部を返還していただきます。

(教示)

年 月 日

(あて先)松戸市長

住 所 松戸市

申請者

氏 名



松戸市難病患者援護金受給資格喪失(変更)届

次のとおり受給資格が喪失(変更)したので届出致します。

記

1 喪失・変更理由

- 1 住所を有しなくなったため。
- 2 退院(入院)したため。
- 3 通院の必要がなくなったため。
- 4 症状が軽快になったため。

2 喪失・変更時期

年 月 日から

療 養 者 現 況 届 書

年 月 日

(あて先)松戸市長

療養者 住 所  
氏 名

保護者 住 所  
氏 名

年 月 日付け第 号で支給決定のあった難病者援護金に係る療養  
状況を診断書を添えて下記のとおり届けます。

記

1 月別入通院日数

年6月	入院	日、通院	日
年7月	入院	日、通院	日
年8月	入院	日、通院	日
年9月	入院	日、通院	日
年10月	入院	日、通院	日
年11月	入院	日、通院	日
年12月	入院	日、通院	日
年1月	入院	日、通院	日
年2月	入院	日、通院	日
年3月	入院	日、通院	日
年4月	入院	日、通院	日
年5月	入院	日、通院	日

2 内訳 別添診断書のとおり



第 号

年 月 日

様

松戸市長



松戸市難病者援護金受給資格喪失(額改定)通知書

年 月付け第 号で決定した難病者援護金については、次のとおり受給資格喪失(額改定)したので通知します。

記

- 1 受給資格喪失 年 月分限り廃止する。
- 2 額 改 定 現在支給額(月) 円  
変更後の支給額(月) 円  
変更年月 年 月から変更
- 3 喪失、改定の理由
  - 1 松戸市に住所を有しなくなったため。
  - 2 入院療養者が退院又は入院したため。
  - 3 通院の必要がなくなったため。
  - 4 症状が軽快になったため。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式